

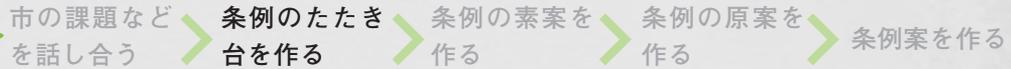
みんなでつろう

自治基本条例 ⑭

自治基本条例とは

市民や議会、行政などがそれぞれの役割を果たしながら、「市民が主役のまちづくり」を進めていくための基本的なルールのことです。

条例制定までの流れ



現在、市民ワーキンググループでは「たたき台」を作っています。今回はその中から「参画、協働」について、ご紹介します。

より一層市民に開かれた市政となるためには、いろいろな場面で市民の参画を得ながら取組を進めていくことが大切です。また、市民と協働で進めていくことで、より効果的にまちづくりを行うことができると考えられます。そのために市が努めなければならないことを定めています。

【参画、協働（案）の要旨】

- ・市は、計画や政策の立案段階から、市民参画の機会を積極的に創出し、市民の意見が市政運営に適切に反映されるよう努めなければならない。
- ・市は、まちづくりを目的として主体的に活動する市民に対し、お互いに対等な立場で相互理解を深めるとともに、必要に応じた支援を行うよう努めなければならない。

第22回市民ワーキンググループ会議

12月7日(金) 午後7時～9時

市役所4階庁議室



市ホームページの自治基本条例の取組ページに、過去の会議の内容（資料、会議要旨）を掲載しています。併せて、自治基本条例に関するご意見も随時、募集しています。また、市民ワーキンググループ会議は原則、公開していますので、傍聴を希望する人は企画課までお問い合わせください。

【行政資料コーナー】

市役所1階行政資料コーナーに自治基本条例関係の資料を置いていますので、ご利用ください。

【問合せ】 ☎ 877-8601

（住所記載不要）企画課政策企画係

☎ 22-8227（市役所6階）

（FAX）22-8324

（メール）kikaku@city.hita.oita.jp

人権コラム

心、豊かに

市民意識調査報告②

大分県人権啓発
イメージキャラクター
こころちゃん

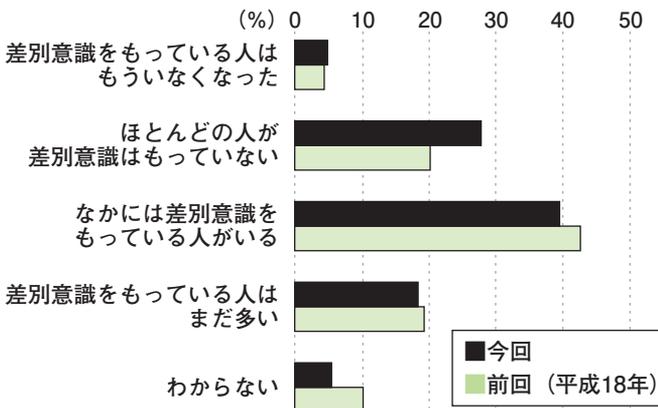


前回に続き「同和問題」についての調査結果をお知らせします。

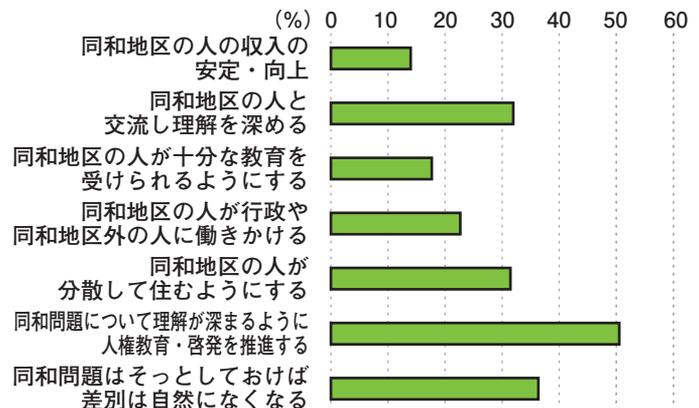
「差別意識はまだあると思いますか」については【グラフ①】のとおりです。「差別意識をもっている人がいる」や「まだ多い」を併せると約6割近くもあります。

次に、同和問題を「解決するにはどうすればよいか」については【グラフ②】のとおりです。「そっとしておけば差別は自然になくなる」が3割を超えるという結果になりましたが、それで差別が無くなるのでしょうか。インターネット上には差別情報が存在し、同和地区を調べるための身元調査や戸籍の不正取得事件が後を絶たず、「そっとしておけば」では解決できないでしょう。同和問題は自分の課題として捉え、一人ひとりが正しい知識を身に付け、理解することが必要です。

【グラフ①】 差別意識はまだあると思いますか（1つ回答）



【グラフ②】 解決するにはどうすればよいか（3つまで）



【問合せ】 人権啓発センター ☎ 22-8017（市役所別館1階）